

事業をされている方へ

※償却資産とは...

会社や個人で事業を営んでいる人が、その事業のために用いる構築物・機械装置・器具備品などで、土地・家屋以外の減価償却できる資産をいいます。

業種別で該当する主な資産としては、次のようなものがあります。

各業種共通	賃貸家屋に賃借人が施工した内装設備（電気・ガス・給排水・衛生・空調設備も含む）、太陽光発電設備、駐車場のアスファルト舗装、その他外溝工事、看板、エアコン、パソコン 等
喫茶・飲食店	テーブル、椅子、レジスター、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、厨房設備、放送設備、カラオケ機器、自動販売機、日よけ 等
製パン業・製菓業	窯、オーブン、スライサー、厨房設備、あん練機、ミキサー、ビニール包装機 等
小売業	陳列ケース、陳列棚、陳列台、冷蔵庫、冷凍庫、レジスター、自動販売機、日よけ 等
理容業・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、パーマ器、消毒殺菌機、タオル蒸し器、テレビ、レジスター、サインポール、応接セット 等
不動産賃貸業	敷地のアスファルト舗装、屋外給排水設備、太陽光発電設備、ごみ置場、フェンス、側溝、ブロック塀、自転車置場、広告塔、駐車場機械設備、受変電設備、家具付きアパート等の壁掛けエアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機 等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備 等
農業	育苗機、噴霧器、田植機、たい肥散布機、灌漑用配管、堆肥場、乾燥機、ビニールハウス、プラウ、ポンプ、フォークリフト（大型） 等
漁業	漁船（FRP製）、魚群探知機、GPS、船外機、養殖用施設、漁具・魚網、漁業用機械等

なお、償却資産は、同一人が所有する資産の課税標準額の合計が免税点（150万円）未満の場合には固定資産税は課税されませんが、耐用年数経過の有無にかかわらず、その事業のために所有されている限り申告が必要です。

ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせ下さい。

余市町役場総務部税務課課税グループ
電話 0135-21-2115（直通）
FAX 0135-21-2144